

第6回蒲生干潟自然再生協議会議事要旨

日 時：平成18年9月16日（土）

10:00～12:00

会 場：中野コミュニティー・センター

大広間（千鳥1）

議 事

- (1) 蒲生干潟自然再生協議会規約の改正について
- (2) 蒲生干潟自然再生全体構想の最終案について
- (3) 七北田川河口部蒲生地区における津波対策事業計画の最終案について
- (4) その他
 - 砂浜環境の自然再生実験結果について
 - 仙台海浜鳥獣保護区蒲生特別保護地区について

1 開会

2 会長挨拶

【澤本会長】

今回は、自然再生全体構想案の役割分担まで、また、七北田川河口部の津波防波堤について議論を進めてきた。

今回も、前回に続き全体構想案を協議し、内容をまとめたい。

津波防波堤に関しては、近い将来必ず起きることが予想されており、早急に対策を立てる必要があるため、今回、津波堤の位置についてもまとめたい。

また、議論が始まって、いろいろ細かいことがたくさん出てくるが、この協議会の下に検討部会が動き出すことになっているため、この協議会では、できるだけ基本的なところを押さえておくといった趣旨で議論していきたい。

時間も限られているが、忌憚のない意見を出していただきたい。

3 委員の紹介

初めての参加となった古山委員、代理出席の佐野委員の紹介。

資料 - 1 第6回蒲生干潟自然再生協議会出席者名簿 参照

4 議事（澤本会長が議長として議事を進行）

【澤本会長】

最初に、(1) 蒲生干潟自然再生協議会規約の改正について、事務局から説明願う。

- (1) 蒲生干潟自然再生協議会の規約改正について

【事務局（宮城県環境生活部自然保護課）】 資料 - 2 について説明

（以下、自然保護課と記載）

【澤本会長】

検討部会を設けることは、今まで議論してきたので、その整理である。質問、意見等があれば、発言願いたい。

【澤本会長】

特に意見等がなければ、規約改正は認められたものとする。

次に、議事(3)の津波対策を先に議論する。区間2から区間4までの位置については、前回の協議会で了承いただいた。マツ林のある区間1についてはいろいろ意見があり、事務局で検討するという話になっていたが、修正案について事務局から説明願う。

(3)七北田川河口部蒲生地区における津波対策事業計画の最終案について

【事務局(宮城県土木部河川課)】 資料-5-1~5-4について説明

(以下、河川課と記載)

【澤本会長】

土地の所有関係で、どこで何ができるかということと、近い将来、津波が99パーセント来るとい状況下で、できるだけ早く津波対策の効果を上げたいということを考慮した上でのケース2(堤内地土留案)の提案と考えている。

資料5-4の環境調査については後で意見をいただくという事務局からの説明があったが、時間も限られているため、ここでは突っ込んだ意見交換はしないこととする。

大事なものは、津波防波堤の位置をどうするかという話であり、ケース1(七北田川堤防案)、ケース2、ケース3(防潮堤案)、どれがいいのかという話を集中的にやり、できたら決めてしまいたいので、よろしく願いたい。

一番大事なものは、こういう案で地元が受けられるのかどうかである。8月31日に地元説明会が行われたようだが、地元を代表している片桐委員、平山委員から、意見はあるか。

【片桐委員】

先月31日、この中野コミュニティ・センターで、県の土木部、仙台東土木事務所の関係者、我々関係町内会長7名が会し、説明を受けた。その際に、地元側としては先程会長が言われたように、99パーセント来るとい津波を想定し、優先的に願ったのは、全体としては自然と共生という方針だが、いかなる理由があろうとも、人命を第一条件とするという考えを基本に持ち、立派なものを作ってもらいたいということである。それから、都合によって途中で変更があることは困るということで、県と我々が約束した期限、平成20年度内には必ず完成すると、この2つの条件をしっかりと守っていただければ、我々はこの築堤問題は専門家ではないので、県の専門家が実施することに対しては一切お任せしたいという結論で終わっている。

【澤本会長】

平山委員も、片桐委員の意見と同じでよろしいか。

【平山委員】

ただ今、片桐委員から意見があったが、そのとおりだと思っている。それでも、言わせていただくのは、この自然再生協議会で皆様が考えるときに、津波対策が大事なのか、鳥が大事なのか、それから、人が大事なのか、その辺りをはっきりさせ、確実に津波対策を行うことが大きなテーマだと思う。

【澤本会長】

あらかじめ資料を各委員に送り、資料5 - 2に各委員からの意見がまとめられているが、これに対する事務局の対応方針について、意見を伺いたい。

【上原委員】

ケース2については、当初説明していただいた時は、これでいいのではないかと、やむを得ないことのように思ったが、その後、自分なりに考えて意見を出した。

干潟と堤防の間の空間を非常に大事にしたいということで、堤防をマツ林の背後に下げた案を考えられないかを聞いたが、それは非常に問題があって難しいという回答であった。したがって、区間1の干潟側の法尻は干潟に近いので、例えばケース3のように、干潟側もコンクリートの擁壁にする等、干潟と現在ある旧堤防の間の空間をなるべく広げるような工夫はできないかという意味で申し上げた。資料5 - 2の回答では、干潟と堤防法尻の間を3メートルではなくて、もう少し空けられないかということに関しては何も述べてない。その点はいかがか。

ケース3のようなコンクリートは好ましくないが、この干潟と旧堤防の間の空間は非常に大事なものであるため、なるべくこの空間を残す方向性で、この際、ケース3の堤防案も考えることが必要ではないか。

この前も台風12号のときに波が潟の中に入ってきて、旧堤防と干潟の間の通路の表土が全部さらわれてしまい、凸凹の石しか残っていない状態になった。即ち高波が直接海から潟の中に入ってきたときに、この空間が干潟への影響を非常に和らげているようである。日和山の横にある駐車場のところまで水が上がってきて、全部その場所で吸収しているという感じがある。干潟から堤防までの間が3メートルになってしまうと、そういう吸収機能が薄れて、干潟内部に影響を及ぼすのではないかと、そして内部の地形等が変わるのではないかと考えている。そこで、構造の問題と干潟から堤防までの空間の機能や幅の問題について、もう一度回答いただきたい。

【事務局（河川課）】

資料5 - 3の9ページに計画平面図（干潟への進入路）が載っているが、日和山側から入ってくる進入路、この斜路から干潟側に降りたところに既存の護岸があり、ケース2では、0から5の部分で3メートルの幅しか取れないという形になる。

堤防の構造については、区間1、2、3、4、の海側については同じような法勾配にしたいと考えている。3メートルの幅では車のすれ違いができなくなるので、左側の0の導流堤の河川側に展開場所の設置を検討させていただきたい。

ケース2の堤防構造を変えないで干潟と堤防間の幅を広げるには、例えば干潟側の地盤

を埋めるのではなく、栈橋のようなものを作るということも1つの案ではないかと考えている。

現在提案しているケース2の構造は、2割勾配で海側に護岸を積み、その上に覆土をするという形である。将来、連続的に緑化されるという効果も期待され、蒲生干潟にとって望ましい姿ではと考えている。

ケース3については、津波対策上はコストも高く、堤防の断面が変わると水の当たりが均等にいかないということも考えられるので、難しいと回答させていただいた。ただし、上原委員が言われたように干潟と堤防の間のスペースが必要ということであれば、この協議会の議論の中でどうしてもスペースが必要だということであれば、ケース3の導入についても検討せざるを得ないと考えている。

【澤本会長】

まだ議論されていないが、車をどうするかという話がある。もし別の場所に駐車場がしっかり確保されているのならば、堤防と潟の間の幅は3メートルでも構わない。現在の駐車場も、私道を通してアクセスしており、それを恒久化するような策は、地元に対して大変失礼ではないか。工事が始まった途端に駐車場の話が出てくる。現在は旧堤防の前どころに大体2、30台停まっている。工事が終わった段階で、現況に相当する容量をどこかに確保しない限り3メートルの幅では足りないし、他の場所に駐車場を確保できれば、区間1の堤防周辺は進入禁止の処置で、管理用道路として使える。

【三浦委員】

いずれにしても、工事期間中は現在の場所には駐車できなくなるため、当面、仮設の駐車場を確保しなければならない。それが最終的に恒久施設になるかどうかは、地元の方々や仙台市等、関係者と相談する予定だが、恒久化の方向性を目指す必要があると考えている。

管理用道路については、管理のための車などは通行可能にするが、普通の車は車止めにより進入を禁止する案を考えている。したがって、進入禁止エリアに入る必要のある各関係者へは鍵を渡し、各自の活動には支障のないようにしていきたい。

先ほどの上原委員への回答を補足すると、現在提案しているケース2の構造物を採用した場合、マツ林の伐採本数を30本としているが、干潟側のスペースを空けると伐採本数が増えてしまう。また、作業車が通るときにUターンできないと困るので、改めてUターンの回転場所だけは堤防の先端に確保するというのが県の考え方である。

【田中委員】

今回の案で大事なことは、構造物としての連続性の保持である。この協議会で最初に高さ4メートルという数字が出た時に、特に河川堤防とのつながりが必要であり、そのために4メートルという数字があるという話をした。こういった構造物は連続性を保つ必要があり、1か所でも壊れてしまうと、他の箇所は役に立たないという特性がある。先ほど話したように、天端の連続性もあるので、構造物としての連続性は重要なことである。

区間4の高さが他より少し高くなっているので事務局に問い合わせたところ、地盤が軟

弱なため沈下分を見込んでいるという回答であった。それならば連続性を保つことができると考えたが、同時に構造物自体も、連続性という視点では大事だろうと思っている。特に干潟側法面は津波が来るときに直接影響を受けるところであるし、裏側（陸側）についてももちろん可能な限り連続性を保つことが大事である。ただし、今回の場合、マツ林への配慮ということだが、どの辺に視点を取るかだと思う。現在4メートルということになっているが、万が一それを超えるようなことがあった場合、裏側の法面が削れていく。堤防自体は上を超えると非常に弱いものなので、裏側の法面にもある程度視点を向けるということも大事だと思う。今回は、マツ林を残したいということなので、ある程度はマツ林が越えた流れを弱めるということも期待できるという部分はあると思う。そういった意味で、裏側の法面は連続性を結びつけるのは若干難しいかもしれないが、表側の法面については、できるだけ連続性を保つということが必要ではないか。

【澤本会長】

1つは、干潟との間の空間をたくさん空けると、堤防が後ろのマツ林に掛かる。それから、現在の旧堤防も1メートルぐらいのコンクリートの壁になっているが、ケース3のコンクリート構造物の場合、刑務所の壁みたいな感じの構造になるのではないか。それがいいのか、もう少し土を張った壁ぐらいがいいのかという話であるが、事務局としてはケース2を提案した。しかし皆様方の意見により、ケース3も可能性があるということである。皆様からどちらがいいという発言があると非常に話がしやすい。

【上原委員】

津波が必ず来るということで、堤防を作ることは大事だと思うが、防ぐということは大事だけれども、25年に1度ということに残りの24年は平常時の状態である。25年に1度は津波を防ぐが、平常時は周囲からゴミや流木等が相当流れ込むため、保守作業がかなり必要な場所である。そのため、今の空間は作業などに非常に大事であり、かつ干潟における唯一の空間であるので、平常時のことも考慮しつつ堤防を考えることが非常に大事だと思う。

【澤本会長】

事務局は、清掃などの管理用の幅として3メートルあればいいと考えているのか。

【事務局（河川課）】

通常、乗用車また軽トラックが安全に走れる幅として最低3メートル必要と考えている。

【澤本会長】

堤防の前のスペースを、例えば今の3メートルから6メートルにするには、ケース3を3メートル後退するという話になるのか。

【事務局（河川課）】

そういうことになる。

【澤本会長】

先ほど、三浦委員からの意見もあったが、将来的に車の進入は制限されるということで、3メートルあれば一応管理には支障がない。そして、現在の位置で言えばマツ林の伐採も30本程度で済むということで、私は個人的には3メートルでも良いのではないかと思っているが、他の委員はどうか。

【佐藤委員】

車のすれ違いのことを考えて、堤防を3メートル下げると言われているのか。

【上原委員】

それだけではなく、この干潟との間の空間は長い時間が掛かってできてきたので、現状の状態をなるべく変えないような形で工事をするというのが大事だと思う。そこを変えると、干潟全体にもものすごく影響する。そういう意味で、現状に近いような形を残しながら堤防を作るということを言っている。車のこともあるが、一番言いたいのは、水の流れなどが微妙に変わると、それが潟内に非常に大きい影響を及ぼして、例えば干潟が動いたり、削られたり、形が変わったりするということも起こるのではないかと考えている。だから、現状をあまり変えない形のほうがいいのではないかと思う。なるべく空間を広く残しておくということが変えないことに繋がると考えている。

【竹丸委員】

私も上原委員の意見に賛成で、やはりケース3が良いのではないかと考えている。

【澤本会長】

ケース3で、さらに3メートル後ろへ下げるという案か。ケース3のままだと、前面は3メートルしかないので、上原委員が言っている空間は確保できない。

【竹丸委員】

ケース3は6メートルではなくて、幅は3メートルなのか。できるだけ現状に近いような形が良いと思う。

【澤本会長】

後ろのマツ林は伐採しても仕方がないという意味で良いか。

【竹丸委員】

もう3メートル下がるとマツ林を30本ほど伐採するのか。この辺のところは構造上、やむを得ないと思うが、できるだけ現状に近い空間が望ましいのではないか。

【西村委員】

先に文書で質問もさせていただいたが、望ましさの程度がちょっと気になる。この協議

会は、津波対策として望ましいかという議論をする場でもないが、もう少し明確に望ましさの程度を説明していただくと良いと思う。

自然再生という面から、景観的なこともやはり配慮したほうが良い。例えば4メートルの堤防がそそり立つような構造になるので、干潟が隣にあり、そのすぐ横に4メートルのコンクリートの壁ができるというのは自然再生としてはいかがなものかと思う。

【日下委員】

前回の協議会でいろいろ議論して、今回、事務局案はケース2ということである。3メートル幅の管理用通路については、普段は車の進入というのは維持管理用のみで、鍵をかけて封鎖しておくというのを聞いた。できれば今回の自然再生指針の本来の目的も合わせて、民有地の件も含め、治水と環境の保全をどう両立させるかということについては、この後の管理についても議論しなければいけない。提案されたケース2の採用について、私は支持したいと思う。

【澤本会長】

完成予想図がないので判断しにくいですが、ケース3は相当すごい絵になると私は危惧している。コンクリートむき出しではないにしても、かなりの急傾斜になるので、どうしてもあの協議会はこんな案を出したのかというようなことを言われたくないと考えている。

【片桐委員】

他の地区に住んでいる方から見ればそうだろうと思う。しかし、実際に地元住民からすれば、無償で県民のために貸している町内会の土地であるマツ林について、マツの木を伐る伐らないで揉めるのは何でだろうと思う。この前、草刈の際に、「このマツを全部引き抜いてしまえ」と言う人もいた。町内会のマツであれば、なぜ町内会で自由にできないのだと単純に考えているのだと思う。毎回草刈が必要なので、相当参っている。マツを伐ってしまえば、草刈も簡単になるので、マツを少なくしてほしいというのが、この地区に住んで作業をしている蒲生町内会の会員の多くの意見である。ケース1、ケース2、ケース3とあるが、住民の考えとしては、とにかく一番津波に強い案を希望するので、その点を十分考え、できるだけ早めの決断をお願いしたい。

【上原委員】

先ほど西村委員から、景観的なことで話が出たが、今はコンクリートも非常に自然的な感じのものが作れるようになっている。石垣みたいになっていて、外見上は非常に自然に近い形のものもある。そういうことに配慮すれば、コンクリートの壁でも、確かに高いことは高いのだが、景観については配慮できるのではないかと思う。

そして、景観も大事だが、単なる景観のことを言っている訳ではなくて、潟内部に及ぼす影響について述べている。

今、片桐委員からマツ林は多少ならば切っても良いのではというような意見もいただいたが、ケース3の堤防を少し後ろに下げて、マツ林の伐採本数を今の10本から30本ぐらいにするような案ではダメなのか。

【澤本会長】

これは私も全く同じで、勾配が1：0.5のコンクリートの壁が続くというのは相当圧迫感がある。どうしても6メートル幅が堤防前に必要であれば、ケース2を後ろに3メートル下げるとい話になると思う。覆土して植生を付けた斜面が続くのは割と景観的にも美しいし、町内会ではマツ林にはあまりこだわらず、むしろ全部伐っても良いということならば、ケース2を3メートル下げるとい案もある。

【佐藤委員】

前回、マツ林の伐採を最小限にとい話だったと思うが、今回、その辺の基準が変わっているような気がする。

【澤本会長】

できるだけマツ林を伐らないとい話で、標準形はなしにして、今回のケース1、ケース2かケース3とい話で進めてきたが、絶対に堤防の前に6メートルが必要ではないかとい話になると、行き詰まってしまう。

【佐藤委員】

マツ林の影響を考えなければ、ケース2を下げた案が一番良いのではないかと思う。この提案をもらったときは、前面のクリアランスを考えてはなかったのだが、マツ林の件がなければケース2をそのまま背後に下げる案が良いのではないかなと思う。

【澤本会長】

事務局としては、ケース2の堤防を3メートル下げても、マツ林の制限がなければ問題はないのか。

【事務局（河川課）】

事務局としては構わない。

【内藤委員】

ケース2の堤防を3メートル下げたときには、マツの伐採本数はどのぐらいか。

総合的に考えて、どれが良いかということを決めるべきで、景観だけで決めることではないと思う。

【事務局（河川課）】

資料5-1の2ページに標準横断図を載せているが、ケース1の七北田川堤防案よりも約1.5メートルから2メートル下げマツ林を撤去することになる。ケース1の場合だと、伐採の対象になるマツ林は約100本ということなので、ケース2を3メートルセツトバックすると、正確な数字ではないが約120本ないし130本という数になる。

【内藤委員】

これまでの案から選ぶとすれば、ケース2の堤防を3メートル下げる案が良いと思う。

【澤本会長】

マツ林を120～130本切ることになるという前提でよろしいか。

【内藤委員】

この3つの案から選ぶのであれば、やむを得ない。

【鈴木委員】

干潟やヨシ原の環境保全を考えると、今議論している3メートルと6メートルの幅がどれほどの意味を持つのかわからない。水の流れがどのくらい変わって干潟に大きな影響を及ぼすものかという、干潟の面積を考えるとそれほどでもないと思う。現在、6メートルの空間は、結局は今度の工事つぶれてしまうわけで、なぜ6メートルにこだわらなければいけないのかははっきりしない。堤防前には車が入れないようにし、3メートルの管理道路があれば、緩衝帯の部分が残る。現在の護岸にいろいろな生き物が生きているが、その上の部分は凸凹の道路なので植生もない。背後部は連続的に続いているほうが見かけ上も良い。いろいろな生物に関しては、干潟の面積等を考えてもそれほど大きな影響はないように直感的には思う。

それでも潟内の水路が変わったり、掘れたりするということであれば、例えば導流堤の改修や透筋の掘削などを再生計画の中に盛り込んで対応していくことも可能ではないか。

マツ林も大事だ、鳥も大事だ、干潟も大事だと言われているので、これまで検討されたことを考えれば、ケース2の案で十分ではないかと感じている。

【澤本会長】

原則はケース2の案とし、堤防の位置を下げるのか、下げないのか、意見が分かれている。基本的には、私も鈴木委員と同じ意見である。

【平出委員】

堤防から干潟の水面までの3メートルの使い道というのは、維持管理用の道路として使おうとしていると思うが、水際というのは、生物にとってすごく重要な空間だと思う。現状は、この空間は生物にとってはあまり良くない空間になっている。この空間までを再生していこうとするのであれば、3メートルよりもっと広い方が良いと思うのだが、この空間は現状のままなのか。

【澤本会長】

今の護岸、水際はそのままとなる。

【平出委員】

そうであれば、維持管理用の道路として使うのであれば3メートル、6メートルという

のはあまり大きな要因にならない気がする。個人的には水際がこれで良いのかと思うが。

【澤本会長】

水際は現状維持のままである。それから、管理用道路についても、雨水等は側溝で処理するから直接溝内には入らない。

【平出委員】

3メートルの道路部分は、現状は土だが、そのままなのか。

【三浦委員】

現状は砕石が敷いてある。砕石のまま管理用通路にするかどうかというのは、皆さんの意見を聞きたいと思っている。

【澤本会長】

現状は砕石というか、水溜りだらけである。

【上原委員】

先ほど鈴木委員は3メートルと6メートルの違いがはっきりしないということを言われた。しかし、洪水のとき、あるいは高潮のときに、波が溝に直接入ってくるが、それを導流堤の構造などで防ぐと、また別の問題が生じると思う。導流堤をあまり高くすると、水の引きが悪くなる等の現象が起こるので、高潮時の波を導流堤で防ぐことはできない。砕石という話が出たが、あそこは洪水時には波がきて、土も石も何もかもみんな持っていかれる。波がきて干渉している場所である。今回も砂は全部なくなってしまい、下の石が出ている状態になっている。駐車場のところだが、奥の方は凸凹しているが、最初に敷いてあった砕石も、今は土だけになっているような状態である。溝との間の幅を狭くすると非常に影響があると私は考えている。

導流堤に関しても、平成10年に改修したが、旧導流堤より30センチメートル高く作られた。その時に、非常に長い間、30年近く同じ高さだったので、もし急に高くして構造を変えると溝内部の様子が変わると非常にまずいということで、旧導流堤の高さに戻せるような構造も取り入れて、切り欠きというものが入ったと思う。現在はそれが非常に効いていることがわかった。切り欠きがなかったら中の水が引かなくなって困ったと思う。

大きく変えることについて効果はわからないというのは私も同じである。しかし、勘として、なるべく現状の枠を、この非常に狭い場所では枠を変更しない方が環境にとってベターだという意味で申し上げている。

【片桐委員】

雨水が溜まるなどと言っているが、町内会で税金を払っている共有地であり、非常に憤慨している。無料で提供している土地であるが、中には、「何だこの駐車場は」と文句を付ける方もいる。町内会でも話し合いの中で、駐車場を整地して有料にした方が良いのではないかと、意見はいろいろ出ているが、あの場所を有料にするといろいろトラブルが起き

そうである。将来は駐車場についても、どうなるかわからないというが、県で使い方を決めて、県民のためになるという場合には県に売るのではなく、無償で永久に貸すということを総会で了承している。したがって、そういうことも考えて、あの土地の利用方法は何かということを発表してほしい。

【澤本会長】

できるだけ現状を保つということならば、6メートル幅を保つため、堤防を後ろに下げたマツ林を伐る。あるいは6メートル幅の効果があまりわからないので、事務局案のままとする。このどちらかの案になると思う。そろそろ決めても良いのではないか。

【菊地副会長】

上原委員と同じ意見で、やはり現状を変えるとどうなるかわからない面がかなりある。現状を変え、その後で悪い影響が出てしまったから、影響が無いように前の状態を取り戻すための方策を取ることは、かなり大変なのではという気がする。

実際に現在より3メートル前に出すとどうなるかについては、はっきりしたことはわからない。上原委員の意見にあった導流堤の高さを変えたときのように、何かあった場合は前に戻せるような保障を取った形で行わなければいけない。

ただし、私はどちらかという干潟をメインに考えているところがあるので、後ろ側のマツ林が本当は重要だという話があれば、これはまた別の問題になるだろう。

【澤本会長】

大体意見も出尽くしたのでケース2でさらに3メートル陸側に下げるということでいかがか。

【竹丸委員】

ケース2となった場合、表法に覆土工とあるが、導流堤から波が入ってきた場合には、法面に直に当たる。そうすると、覆土が全部削られてしまうのではないか。表法面は覆土でなく、コンクリートにしないと削られるのではないか。

【事務局（河川課）】

覆土については、コンクリートの護岸がむき出しにならないよう配慮して、できるだけ現地の草や表土を敷き詰めるような形で考えている。確かに竹丸委員が言うように、波が来たときに持っていかれるかも知れないが、それは波の大きさにもよるため、やむを得ないことではないかと考えている。なるべくそういったことのないように護岸に突起をつけるなどして工夫はしたいと考えている。

【澤本会長】

細部の設計箇所については、様子を見ながら行うということで、防波堤の基本に関しては、ケース2の案でさらに3メートル下げるということで了解いただけるか。（異議なし）それでは、そのように決定する。

引き続き(2)の自然再生全体構想について、事務局から説明願う。

(2) 蒲生干潟自然再生全体構想の最終案について

【事務局(自然保護課)】 資料 3 について説明

【澤本会長】

前回議論した内容でいろいろ意見をいただいたので、それに対する訂正である。ただいまの説明に対して意見、質問等はあるか。

一応前回まで議論した内容を反映してあるということなので、大体は了解いただけると思う。もし文言等で多少微修正がある場合には、後ほど事務局に連絡いただければ、私と事務局で相談した上で、最終版に変更するということでお任せいただけるか。(異議なし)それでは、そのように決定する。

議事の(4)その他、砂浜環境と自然再生実験結果について、事務局から手短かに説明願う。

(4) その他 砂浜環境と自然再生実験結果について

【事務局(自然保護課)】 資料 6 について説明

【片桐委員】

実は2か月ぐらい前、コアジサシの保護区を見てきたのだが、あの状態では営巣は全くしていないと思う。というのは、昔、あの地域はハマボウフウや、ハマヒルガオ、ハマコウといった植物が少し生えていただけなのに、今は普通の家の庭に生えているような草まで相当生えている。あの植物を減らさない限り、営巣は不可能ではないか。

山口養魚場の社長と話したところ、コアジサシは今年も20羽は来ているようだ。しかし営巣せずに去っている。理由を聞いたところ、養魚場では以前はコイの稚魚を孵化していたそうだが、コアジサシが営巣し、育巣するときに、親鳥が養魚場からコイの稚魚を捕まえていたようである。それに耐えかねて、山口養魚場では、山形の多少水温の低い地域で産卵させて稚魚を育て、1か月ぐらい遅れて放流するそうである。したがって、コアジサシは、雛が生まれる時期に今年も20羽ばかり来たのだが、稚魚の状態が遅れるため、帰っていったらしい。餌量にかなり関係があるようである。

蒲生では養魚場が減ったため、潟内にプランクトンが落ちていかないし、それを食べるゴカイが少なくなって、さらにそれを食べる小さな魚が非常に少なくなり、コアジサシの食べ物がなくなるという最悪の条件となり、コアジサシは少なくなったようだ。したがって先ほど事務局で、来年のコアジサシの営巣に期待したいと言っていたが、まず餌の問題、それからもう1つは普通の庭に生えているような草が生えている状態が問題である。私が小さい頃、相当巣から卵を採って遊んだものだが、そのころの環境条件と全く違うので、その辺りをお願いしたい。

話は少しずれるが、最近、蒲生に鳥がだいぶ少なくなった。家の前に、今月になってから鳥が1羽も来ない。月に1羽見れば良い方である。また、畑の野菜も全く食べなくなった。私は一昨年、庭の前が畑であり、全部鳥に持っていかれるので、イチジクの木7~8

本、カキ5本を全部伐った。イチジク1本だけを試験的に残しているのだが、全く鳥に食べられない。他の町内会長から、サトウキビが食われたとかトマトが食われたという話は全く聞いていない。鳥が少なくなったのではないか。山口養魚場の社長に言わせると、今年は大ナギがだいぶ死んだそうだ。おそらく食物連鎖がかなり崩れたように私は解釈している。そういう点も加味して、来年度の参考にしてはいかがか。

【澤本会長】

貴重な報告、現状を聞かせていただいた。竹丸委員は、何か追加することはないか。

【竹丸委員】

片桐委員が言ったことはもっともだと思う。コアジサシが来なくなったのは、餌の環境が非常に大きく関与しているのではないかと思う。

それから、モニタリングで、一番最初に5月24日の記録があるが、その次に25日に6羽のコアジサシを見たので結果に付け加えていただきたい。

8月10日に営業保護区のロープを撤収したのだが、杭に自然保護課と貼ってある赤いシールがほとんど剥がされ捨てられていた。これは、完全に人為的なものだと思う。何かこの事業に反感を持っている人がやったのではと思うが、次は杭がなくなるのではないかと心配である。この件については、周知も必要だし、場合によっては警察への被害届も必要ではないか。打ち込まれた96本の杭のシールはほとんど剥ぎ取られて、そばに捨てられていた。

【澤本会長】

それでは、もう1つの報告、鳥獣保護区について説明願う。

(5) その他 仙台海浜鳥獣保護区蒲生特別保護地区について

【事務局(自然保護課)】 資料 7について説明

【澤本会長】

ここで議論をする問題ではないが、密接に協議会に係わっているので、今後も変化があれば、報告願いたい。

【日下委員】

前回の協議会で、鳥獣保護区の除外について仙台乗馬クラブの土地所有者から申し出があったとのことだったので、県に所有者が誰か聞いたら、偶然にも私の事務所の近所の知っている方で、一緒に会って話をした。その経緯は説明があったとおりである。

今借りている人が1年以内に退去するので、あとは売却の方向でということだったが、固定資産税の税負担が300万以上になっており、非常に負担が重いので、売却が不可能であれば財団法人等に寄付するということも考えておられた。そういうことであれば、当協議会が管理団体、管理する1つの法人等になれば良いのではないか。それも受け皿の一つの方法として、検討部会の中でぜひ検討していただければ良いのではないか。

検討にあまり時間をかけると、別の方向に行ってしまうということがある。この協議会の趣旨からして、自然保護と、それから全体の流域の保全も考え、できれば管理と自然観察ということも含めて、自然再生の考え方に合うような方向性で考えるといいのではないか。

【澤本会長】

環境調査関係に関しては第7回協議会で、もう1回議論する。ただし、今回で全体構想案が決まり、津波防波堤に関するケース2案が基本的に決まった。

この後、細部についてはまた検討部会で詰めていただくことになるので、これからも協力をよろしくお願いしたい。

【事務局（自然保護課）】

今後の開催予定だが、全体構想がまとまったので、この後は実施計画の検討に入る。実施計画については各検討部会で検討することになり、まず自然再生施設検討部会を先行してスタートさせたいと考えている。こちらの部会を年内、10月か11月ぐらいにまず開催し、ほかの部会については、事務局の準備が整い次第お知らせする形になる。

全体の協議会については、年度内にもう1回、自然再生施設検討部会が終わった後、年明けの2月ぐらいを予定しているので、よろしく願います。

5．閉会

【菊地副会長】

今日で全体構想が固まったので、これから具体化していく訳だが、コアジサシのことでもわかるように、自然が相手なので、なかなか想定どおりには行かないと思う。

私はどちらかというと自然環境という意味で蒲生をずっと見てきて、今回、防災であるとか、地域の方の意見とか、非常に勉強になった。

皆様の知恵を拝借し、これからより良い形で全体構想が具体化していければと思う。